

一般財団法人大阪市教育会館  
教育青年団体サポートセンター グループロッカー利用規程

平成 22 年 3 月 1 日制定  
最近改正 令和 5 年 6 月 26 日

(趣 旨)

第1条 一般財団法人大阪市教育会館（以下「財団」という。）教育青年団体サポートセンターに設置するグループロッカー（以下「ロッカー」という。）は、大阪市教育会館及び東館（以下「会館」という。）を利用する青少年活動にかかる団体・グループ及びさまざまな市民団体・グループが、団体・グループ同士の連絡のやり取りや他の団体・グループとの交流、日常の活動で使用する物品を保管できるように、団体・グループごとに貸出すことで支援することを目的とする。したがって、個人で使用することはできない。

(対 象)

第2条 グループロッカーを利用できるのは、会館を利用する団体・グループで、財団に利用を申請し、承諾を受けたものに限る。  
また、貸出しをするロッカーは1団体につき1個を原則とする。

(用 途)

第3条 ロッカーの用途は、団体・グループでの活動に必要な筆記具、道具類、資料図書類の保管及び郵便物のやり取りとする。  
また、保管するものはすべてロッカー内に納め、施錠することとし、個人の私物や腐敗・発火の恐れのあるもの、他の会館利用者の迷惑となるものを保管してはならない。

(期 間)

第4条 ロッカーの貸出し期間は1年間とする。  
ただし、期間途中で不要になった場合は速やかに財団に申し出、当月中にロッカー内の物品をすべて撤去しなければならない。

(利用料)

第5条 ロッカー利用については利用料を徴収する。利用料は貸出期間中の全額を利用開始日までに前納しなければならない。なお、前納した利用料は返却しない。  
ロッカー利用料は大きさ、内容に応じ1スペースあたりを別表のとおりとする。

(管理責任)

第6条 ロッカー内の物品については各利用者が責任をもって管理すること。また、鍵等は各利用者で管理する。  
利用者は、鍵を紛失した場合は直ちに財団まで連絡し、錠の交換費用を負担すること。

#### (物品の撤去)

第7条 利用者は貸出期間が満了する月の末日までにロッカー内の物品を全て撤去しなければならない。また、次の事由が生じた場合は、会館の判断でロッカー内の物品を撤去することができる。

- (1) 貸出期間を超過してもロッカー内に物品が放置されている場合
- (2) ロッカー内に異常な事態（悪臭・騒音・振動等）が発生した場合
- (3) その他、会館が必要と判断した場合

#### (申込日)

第8条 定例の貸出申込受付は各年度の最初の会館の開館日に行う。以降、ロッカーの空きがある場合に限り、随時受付できる。ただし、この場合の貸出期間は当該年度の3月末日までとなる。翌年度も継続して利用する場合は3月中でも受付ける。

#### (申込方法)

第9条 利用希望者は、申請書に団体名及び代表者の住所・名前・電話番号を記入し、申込日に提出して承認を受けなければならない。ただし、利用希望者数多数の場合は抽選により利用者を決定する。

#### 附 則

- 1 経過措置として平成22年4月中の利用方法は別途定める。
- 2 この規程の改廃は、専務理事が行う。
- 3 この規程は、平成22年4月1日から実施する。（平成22年3月1日理事会議決）
- 4 この規定は、平成26年4月1日から実施する。
- 5 この規定は、令和5年6月26日から施行する。

#### 別 表

グループロッカー料金表（消費税別）

名 称	月 額
A ダイヤル小ボックス	¥500
B 書庫・小（30×180）	¥800
C 書庫・中（45×180）	¥1,200
D 書庫・大（90×180）	¥3,000

特別の希望のある場合はお申し出ください。

## 教育青年団体サポートセンター グループロッカー利用申込書

年　月　日

一般財団法人 大阪市教育会館 理事長 様

申込者名 \_\_\_\_\_ (印)

一般財団法人 大阪市教育会館 教育青年団体サポートセンター グループロッカー利用規程に同意のうえ、次のとおり、グループロッカーの利用を申し込みます。

記

ロッカーの区分	A · B · C · D
団体の名称	
代表者の名前	
住 所	
連絡先	TEL : — —
主たる保管物	

### ※大阪市教育会館使用欄

決裁 ・審査	理事 長		専務 理事		担当 者
-----------	---------	--	----------	--	---------